

## 大泉町移住支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏（条件不利地域を除く。）から本町への移住の促進及び地域の活性化に資する人材の確保を図るため、東京圏（条件不利地域を除く。）から本町への移住者に対して予算の範囲内において移住支援金を支給することに関し、大泉町補助金等に関する規則（昭和55年大泉町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を一体とした区域をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

### (支給対象者)

第3条 移住支援金の支給対象者は、第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号又は第3号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関し、次のいずれにも該当すること。
  - ア 移住元に関し、次のいずれかに該当すること。
    - (ア) 本町に転入する直前に、連続して5年以上、東京都の特別区の存する区域（以下「東京23区」という。）に在住していたこと。
    - (イ) 本町に転入する直前に、連続して5年以上、東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、かつ、本町に転入する3月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、被保険者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。以下同じ。）としての通勤に限る。）をしていたこ

と（連続して5年以上通勤した東京23区の企業等を退職後本町に転入するまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に所在する企業等において被保険者として雇用されていた場合を除くものとする。）。

イ 移住先に関し、次のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月26日以後に本町に転入したこと。

(イ) 第6条第1項の規定による移住支援金の申請（以下「本申請」という。）の日から5年以上、継続して本町に居住する意思を有していること。

ウ 申請者の属する世帯に関し、次のいずれにも該当すること（当該世帯に他の世帯員がいる場合に限る。）。

(ア) 申請者を含む全ての世帯員が、従前の住所において同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む全ての世帯員が、本申請時において同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む全ての世帯員が、いずれも平成31年4月26日以後に本町に転入したこと。

(エ) 申請者を含む全ての世帯員が、いずれも本申請時において転入後3年以上1年以内であること。

エ その他、次のいずれにも該当すること。

(ア) 申請者（世帯員を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) その他群馬県知事及び町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であること。

イ 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象となる企業等を掲載するウェブサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人を掲載し

ている企業であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前であっても、群馬県又は他の都道府県のウェブサイトに移住支援金の対象として掲載されている企業とする。

ウ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてイの求人を行った法人に就業し、本申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。

オ 求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前であっても、群馬県又は他の都道府県のウェブサイトにもイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以後とする。

カ 当該法人に、本申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関し、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

（移住支援金の額）

第4条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 支給対象者が2人以上の世帯の場合 100万円

(2) 支給対象者が単身の場合 60万円

（仮申請）

第5条 移住支援金の支給を受けようとする者は、第3条第2号に定める要件を満たすことになる場合には同号イに定める求人に応募し採用が決定した後、同条第3号に定める要件を満たすことになる場合には同号に定める起業支援金の交付決定を受けた後、移住支援金支給申請書（仮申請用）（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 移住元の住民票の除票の写しその他の第3条第1号アのいずれかの要件を満

たすことを確認することができる書類

- (2) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び被保険者であったことを確認することができる書類（第3条第1号ア(イ)に該当する雇用者に限る。）
- (3) 開業届出済証明書その他の移住元での在勤地を確認することができる書類（第3条第1号ア(イ)に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (4) 個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認することができる書類（第3条第1号ア(イ)に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (5) 移住先の就業先の就業証明書（移住支援金の仮申請用）（別記様式第2号）（第3条第2号の要件を満たす場合に限る。）
- (6) 起業支援金の交付決定通知書（第3条第3号の要件を満たす場合に限る。）

2 前項に定めるもののほか、2人以上の世帯の場合にあつては、第3条第1号ウ(ア)の要件に該当することを確認することができる書類を提出するものとする。

3 申請者は、移住支援金の仮申請に当たり、必要に応じて写真付身分証明書を提示することにより、申請者本人による申請であることを証するものとする。

4 町長は、第1項の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査し、次条に定める申請時期以外の要件具備の有無につき、仮申請審査結果通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（本申請）

第6条 前条の規定により移住支援金の申請要件を満たすことになる者は、本町への転入後3月以上1年以内（第3条第2号に定める要件を満たす者については、就業からも3月経過後）に移住支援金支給申請書（本申請用）（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び口座名義人の氏名について確認することができるものに限る。）
- (2) 移住先の就業先の就業証明書（移住支援金の本申請用）（別記様式第5号）

2 申請者は、本申請に当たり、必要に応じて写真付身分証明書を提示することにより、申請者本人による申請であることを証するものとする。

（支給決定及び支給方法）

第7条 町長は、本申請が第3条第1号に定める要件を満たし、かつ、同条第2号又は第3号の要件に該当すると認めるときは、大泉町移住支援事業に係る移住支援金の支給決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するとともに、移住支援金を支給するものとする。

（移住支援金の返還）

第8条 町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、当該各号に定める移住支援金の額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 本申請の日から3年未満の期間内に本町から転出した場合 全額
- (3) 本申請の日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
- (5) 本申請の日から3年以上5年以内に本町から転出した場合 半額

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。